

石川県環境影響評価制度の改正（案）に係るパブリックコメントの結果について

募集期間 : 令和4年4月28日（木）～5月13日（金）
 寄せられたご意見 : 2件

	意見の概要	県の考え方
1	<p>風力発電事業の追加と規模要件について、意見いたします。</p> <p>先ず、石川県条例に拠る環境影響評価の対象事業として風力発電事業が加わることは、大いに評価いたします。ただ、石川県内における同事業の数ある案件の現状を考えますと、むしろ遅きに失する感じかあるとは言えないでしょうか。</p> <p>規模要件についても、法アセスの対象から外れる規模の案件が対象とする案にすぎません。石川県内において、出力4,500キロワット程度～7,500キロワット未満の案件が複数ある現状を考えますと、第二区分事業の対象規模をもっと引き下げるべきではないでしょうか。</p> <p>石川県内における風力発電事業の計画では、陸上風車は平場ではなく、例外なく尾根上に設ける計画となっているようです。この場合、2～3基程度の風車を建設する事業であっても、環境に及ぼす影響は小さいと言えるのでしょうか。出力1,500キロワット程度の風車を3基建設するような事業についても石川県条例の対象となるよう、4,500キロワットを第二区分事業の下限とするのが適切ではないかと考えます。</p> <p>法アセスの対象から外れる規模について石川県条例アセスで補うに留まらず、石川県独自の対象規模を検討すべきではないかと思えます。</p>	<p>環境影響評価制度は、「規模が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業」を行おうとする者に対し、適正な環境配慮の確保及び地域とのコミュニケーションの充実を図るため、環境影響評価手続を義務付ける仕組みであり、その対象事業は小規模なものではなく、一定程度大きな規模の事業になります。</p> <p>今般、国は最新の知見に基づき、風力発電事業に係る適正な規模を検討した結果、同法の対象とする規模を引き上げる一方で、同法の対象外となる規模の事業（7,500kW以上37,500kW未満）について、地域の実情に応じて、条例により適切に手当をしていくことが重要としています。</p> <p>こうしたことも踏まえ、本県では、政令改正に伴い、同法の対象外となる規模の風力発電事業を本条例の対象とするものです。</p>

2	<p>風力発電事業の追加と規模要件について、意見いたします。</p> <p>「3,200キロワットの風車を3基建設し、3基の合計出力が7,480キロワットを超えないように制御」という現在稼働中の事例があるようです。現在提示されている条例改正案では、風力発電事業の規模要件として際されるのは、想定される最大電力量なのか、計画上の電力量なのか、いずれなのでしょう。石川県条例アセスの改正案では、その点が明確になっているのでしょうか。</p> <p>設置される風車の基数が同じであっても、第二区分事業の対象となる場合とそうでない場合があるのは、合理的なのでしょう。土地の改変に関する影響は、ある程度、設置基数に比例すると考えるべきではないのでしょうか。</p>	<p>今般の政令改正に伴い、環境影響評価法の対象外となる規模の風力発電事業を本条例の対象とするものであること、また、同法と異なる取り扱いをすると混乱が生じるおそれがあることから、規模要件等に係る考え方については、同法に準じた取り扱いとします。</p>
---	---	---